

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第六十九号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第二項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人は、次の表に掲げる法人とする。

名	称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人グリーンバレー		名西郡神山町神領字中津一〇六番地
特定非営利活動法人「ふくろうの森」		鳴門市撫養町大桑島字蛭子山四九番地

附則

この条例は、公布の日から施行する。